

県北広域振興局長告示第28号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者が指定通所支援の事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年5月13日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0351300025	多機能型事業所はあとすぽっと	二戸市石切所字川原28番地7	平成28年3月27日